

石狩東部広域水道企業団  
水道施設維持管理等業務委託

公募型プロポーザル実施説明書

令和6年11月

石狩東部広域水道企業団

# 目次

<b>第 1 業務の概要</b>	<b>3</b>
1 業務の目的	3
2 業務の内容に関する事項	3
(1) 業務名称	3
(2) 施設等の管理者の名称	3
(3) 業務履行場所	3
(4) 対象業務範囲	3
(5) 業務対象施設	3
(6) 委託期間	4
(7) 業務スケジュール	4
(8) 提案上限額	5
<b>第 2 事業者の募集及び選定</b>	<b>6</b>
1 事業者の募集及び選定方法	6
2 事業者の参加資格に関する事項	6
(1) 参加者の構成	6
(2) 参加資格要件	6
(3) 参加資格の確認基準日	6
(4) 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	6
(5) 参加資格喪失者の説明の請求及び回答	7
3 募集に係る手続等	7
(1) 募集及び選定等の日程	7
(2) 説明会及び現地見学会の実施	7
(3) 実施説明書等に関する質問の提出	8
(4) 技術提案書の作成に関する質問の提出	8
(5) 施設確認の実施	9
(6) 資料の閲覧	9
(7) 参加意向申出書及び参加資格確認書類の提出	10
(8) 参加資格確認結果の通知	10
(9) 技術提案書の提出	10
(10) 参加の辞退	11
4 受託者の選定等	11
(1) 審査委員会の設置	11
(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	11
(3) 技術提案書の評価	11

(4) 受託候補者の決定	1 2
(5) 審査結果の通知等	1 2
(6) 参加者がいない場合の取扱い	1 3
(7) 参加者が1者であった場合の取扱い	1 3
(8) 契約手続	1 3
<b>第3 提出書類</b>	<b>1 4</b>
1 実施説明書等に関する質問時の提出書類	1 4
2 技術提案書の作成に関する質問時の提出書類	1 4
3 施設確認申込に係る提出書類	1 4
4 プロポーザル参加申込に係る提出書類	1 4
5 説明会参加者の事前通知に係る提出書類	1 4
6 技術提案書提出時の提出書類	1 5
(1) 作成に当たっての留意事項	1 5
(2) 提出書類	1 5
7 辞退に係る提出書類	1 6
<b>第4 その他留意事項</b>	<b>1 7</b>
1 本業務にかかる情報の提供方法	1 7
2 業務の再委託等	1 7
3 募集の中止等	1 7
4 受託者を選定しない場合	1 7
5 参加に当たっての費用の負担	1 7
6 提出書類の取扱い	1 7
7 特許権等	1 7
<b>第5 問い合わせ先</b>	<b>1 8</b>

## 第1 業務の概要

### 1 業務の目的

石狩東部広域水道企業団水道施設維持管理等業務委託（以下「本業務」という。）は、水道施設の維持管理等業務に薬品等の調達・管理など複数の業務を加えた包括的な業務を民間事業者へ委託することにより、水道用水供給事業のサービス水準を確保しつつ、業務のより一層の効率化を図り、管理体制・経営基盤のさらなる強化を進め、将来にわたって安全かつ安定した事業運営を行うことを目的とするものである。

### 2 業務の内容に関する事項

#### (1) 業務名称

石狩東部広域水道企業団水道施設維持管理等業務委託

#### (2) 施設等の管理者の名称

石狩東部広域水道企業団 企業長 原田 裕

#### (3) 業務履行場所

漁川浄水場（恵庭市盤尻264番地の1）

千歳川浄水場（千歳市新屋1丁目1番1） 他

#### (4) 対象業務範囲

本業務の対象範囲は下記①～⑤のとおりである。

なお、本業務を行う上で満たすべき標準の要件については、「石狩東部広域水道企業団水道施設維持管理等業務委託公募型プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）」により具体的に示す。

- ① 運転操作・監視業務
- ② 維持管理・保守点検業務
- ③ 薬品等調達・管理業務
- ④ 清掃管理業務
- ⑤ その他関連する業務

#### (5) 業務対象施設

本業務の対象となる施設は、表1-1、2、3及び4に示すとおりである。なお、各施設の概要は要求水準書に示す。

表1-1 対象施設・場所等（漁川浄水場系統関連施設）

区分	施設名	場所等
取水施設	漁川取水場	恵庭市盤尻271番地先
導水施設	導水ポンプ場	恵庭市盤尻275番地2
	導水管	導水ポンプ場～漁川浄水場（L=0.4km）
浄水施設	漁川浄水場	恵庭市盤尻264番地の1
送水施設	送水管	漁川浄水場～各分水施設（L=34.5km）
	江別分水点1	江別市西野幌876番2
	千歳分水点1	千歳市上長都1160番7

	恵庭分水点 1	恵庭市牧場 2 5 8 番 4
	北広島分水点 1	北広島市富ヶ岡 5 4 6 番 2 3
	北広島分水点 2	北広島市西の里 7 8 7 番 4

表 1 - 2 対象施設・場所等（千歳川浄水場系統関連施設）

区 分	施設名	場所等
取水施設	千歳川取水場	千歳市蘭越 3 9 番地 1
導水施設	導水管	千歳川取水場～千歳川浄水場（L=1.5km）
浄水施設	千歳川浄水場	千歳市新星 1 丁目 1 番 1
送水施設	送水管	千歳川浄水場～各分水施設（L=69.3km）
	第一中継ポンプ場	千歳市上長都 1 0 6 6 番 3
	第二中継ポンプ場	夕張郡由仁町古山 1 4 5 8 番 2
	春日分岐室	恵庭市春日 2 1 5 番地
	南の里分岐室	北広島市南の里 7 7 6 番 5
	江別分水点 2	江別市西野幌 6 3 2 番 1
	千歳分水点 2	千歳市泉沢 1 0 0 7 番 2 6 5
	恵庭分水点 3	恵庭市北柏木町 3 丁目 3 4 4 番 3 及び 3 4 5 番 2
	北広島分水点 3	北広島市富ヶ岡 5 5 0 番
	北広島分水点 4	北広島市西の里 7 8 8 番 2
	由仁分水点	夕張郡由仁町古山 1 4 2 6 番 7
	長幌分水点	長沼町字馬追 7 8 3 1 番

表 1 - 3 対象施設・場所等（恵庭市関連施設）

区 分	施設名	場所等
配水池	牧場配水池	恵庭市牧場 2 5 8 番 8
	柏木配水池	恵庭市桜森 1 4 番地
増圧ポン プ場	柏木増圧ポンプ場	恵庭市柏木 4 3 1 番地 3 8
	西島松増圧ポンプ場	恵庭市西島松 2 9 8 番地 1 及び 2 9 8 番地 2

表 1 - 4 対象施設・場所等（長幌上水道企業団関連施設）

区 分	施設名	場所等
浄水施設	長幌第 1 浄水場	夕張郡長沼町東 5 線北 1 3 番地 他
	長幌第 2 浄水場	空知群南幌町南 9 線西 1 5 番地 他

(6) 委託期間

本業務の委託期間は、令和 7 年 4 月 1 日 0 時 0 分から令和 1 2 年 3 月 3 1 日 2 3 時 5 9 分までの 5 年間とする。

なお、委託契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までは業務準備期間とし、受託者は当企業団及び現受託者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。当該業務準備期間に係る受託者の費用は受託者が負担すること。

(7) 業務スケジュール

業務実施スケジュールは表 1 - 5 のとおり予定している。

表 1-5 業務スケジュール (予定)

項目	予定
契約の締結	令和7年2月下旬
業務準備期間	契約締結日～令和7年3月31日
業務実施期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日 (5年間)
契約終了	令和12年3月31日

※契約の締結については、前後する可能性がある。

(8) 提案上限額

本業務に係る委託料の提案の上限額は26億3,790万円(消費税及び地方消費税抜き)である。技術提案書内に記載する見積価格が上限額を越えた場合は失格とする。

## 第2 事業者の募集及び選定

### 1 事業者の募集及び選定方法

本業務は高度な技術力及び経験を必要とされる業務であることから、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うこととする。

### 2 事業者の参加資格に関する事項

#### (1) 参加者の構成

参加者は単一の法人とする。

#### (2) 参加資格要件

参加者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 北海道内に本社（又は支店等）を有し、石狩東部広域水道企業団競争入札参加資格者名簿（物品等）の『「ウ 役務の提供等」「W 水道施設管理」「118 浄水施設の管理等」』に登録されていること。
- ③ 告示日から受託者決定までの間に、石狩東部広域水道企業団より指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更正計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く）でないこと。
- ⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の法人事業税（道税の納税義務が有る場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑥ 暴力団関係事業者でないこと。
- ⑦ 平成26年度以降に、浄水能力72,000m<sup>3</sup>/日以上凝集沈澱急速ろ過方式の浄水場において24時間365日体制の運転・維持管理業務の受託実績を有すること。

#### (3) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の受付締切日（令和7年1月15日（水））とする。

#### (4) 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加資格者が、契約締結日までの間に、次のいずれかに該当するときは、参加資格を失うものとし、参加資格を失う者（以下「参加資格喪失者」という。）が既に提出した技術提案書は無効とする。また、参加資格喪失者に対しては、参加資格を失う旨及びその理由を「参加資格喪失通知書」により通知する。

- ① 前記（2）の参加資格要件を満たさなくなったとき。

- ② 提出した書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
  - ③ プロポーザル審査委員会の審査委員となった者の援助を受けて技術提案書及び関係書類を作成したとき。
- (5) 参加資格喪失者の説明の請求及び回答

参加資格喪失者は、その理由について疑義が生じた場合は、通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に書面で説明を求められることができる。詳細は参加資格喪失通知書に記載する。

### 3 募集に係る手続等

#### (1) 募集及び選定等の日程

参加者の募集及び受託者の選定に係る日程は、表2-1のとおり予定している。

表2-1 参加者募集及び受託者選定の日程（予定）

項 目	日 程
募集公告及び関係書類の公表	令和6年11月26日
実施説明書等に関する質問の受付	令和6年11月26日～12月20日
技術提案書に関する質問の受付	令和6年11月26日～令和7年1月10日
施設確認申込期限	令和6年12月13日
説明会及び現地見学会実施	令和6年12月11日、12月12日
施設確認及び資料閲覧	令和6年12月16日～12月20日
参加意向申出書及び参加資格確認書類の受付	令和7年1月7日～1月15日
参加資格確認結果通知	令和7年1月17日
技術提案書提出	令和7年1月21日～1月24日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年2月17日～2月21日
受託候補者選定結果通知・審査結果の公表	令和7年2月下旬
受託候補者との契約手続、契約締結	令和7年2月下旬

※1 本日程に変更が生じた場合は都度公表する。

※2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施日については参加者に別途通知する。

#### (2) 説明会及び現地見学会の実施

説明会及び現地見学会を実施するので、事前に説明会参加者通知書（様式7）を次のとおり提出すること。

##### ① 実施日

令和6年12月11日（水）、12日（木）（2日間）

##### ② 実施場所

説明会：石狩東部広域水道企業団庁舎（漁川浄水場）

現地見学会：各施設

##### ③ 提出方法

電子メールにより「第5 問い合わせ先」宛てに提出すること。電子メールの件名は「説明会参加者事前通知」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

##### ④ 提出期限



令和6年11月26日（火）から令和6年12月5日（木）16時まで

⑤ その他

- ・ 説明会の実施に関する詳細については別途参加者に通知する。
- ・ 本説明書、要求水準書等は配布しないので各自持参すること。
- ・ 現地見学会の際、企業団庁舎から各施設への移動手段は各自で用意すること。また、各自上履きを用意すること。説明会当日は企業団職員の指示に従うこと。
- ・ 参加者は3名以内とすること。
- ・ 説明会での質問はその場で口頭により回答ができる場合のみ受け付ける。それ以外は下記（3）に示すところにより受け付ける。
- ・ 本業務を受託する目的以外での参加は認めない。

（3）実施説明書等に関する質問の提出

実施説明書等の内容に関して質問がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、技術提案書の作成に関する質問については下記（4）で受け付けることとし、また評価基準に関する質問は受け付けない。

① 提出期間

令和6年11月26日（火）から令和6年12月20日（金）16時まで

② 提出方法

実施説明書等に関する質問書（様式1）に必要事項を記載し、電子メールで「第5問い合わせ先」宛てに提出すること。

③ 回答方法

質問及び回答については企業団ホームページにより都度公開する。回答の公開に当たっては質問者を匿名化する。また、質問者への個別回答は行わない。

④ 留意事項

- ・ 電子メールの件名は「実施説明書に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。
- ・ 質問は様式1枚につき1件とし、質問が複数ある場合は様式を複写して用いることとする。
- ・ 質問の内容は簡潔かつ具体的に記載すること。
- ・ ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。

（4）技術提案書の作成に関する質問の提出

技術提案書の作成に関して質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

① 提出期間

令和6年11月26日（火）から令和7年1月10日（金）16時まで

② 提出方法

技術提案書の作成に関する質問書（様式2）に必要事項を記載し、電子メールで「第5問い合わせ先」宛てに提出すること。

③ 回答方法

質問及び回答については企業団ホームページにより都度公開する。回答の公開に当たっては質問者を匿名化する。また、質問者への個別回答は行わない。

④ 留意事項

- ・ 電子メールの件名は「技術提案書に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。
- ・ 質問は様式1枚につき1件とし、質問が複数ある場合は様式を複写して用いることとする。
- ・ 質問の内容は簡潔かつ具体的に記載すること。
- ・ ファイル形式はMicrosoft Word形式とし、PDF等は不可とする。

(5) 施設確認の実施

希望者に対して、次のとおり施設確認を受け付ける。

① 実施期間

令和6年12月16日（月）から令和6年12月20日（金）までの間  
（実施日時は申込者の希望日時を勘案して企業団が個別に指定する。）

② 実施場所

石狩東部広域水道企業団漁川浄水場他各施設

③ 施設確認申込方法

施設確認申込書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールで「第5 問い合わせ先」宛てに申し込むこと。

電子メールの件名は「施設確認申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

④ 施設確認申込期限

令和6年12月13日（金）16時まで

⑤ 留意事項

- ・ 本件施設確認申込ができるのは、石狩東部広域水道企業団競争入札参加資格者名簿（物品等）の『「U 役務の提供等」「W 水道施設管理」「118 浄水施設の管理等』に登録されている者のみとする。
- ・ 施設確認について、上記（2）の技術提案書作成に係る説明会の際に全ての施設で現地説明会を行うので、その点に留意した上で必要な場合のみ申し込むこと。
- ・ 施設確認の際、各施設への移動手段は各自で用意すること。また、各自上履きを用意すること。施設確認当日は企業団職員の指示に従うこと。
- ・ 施設確認の参加者は3名以内とする。
- ・ 質問はその場で口頭により回答ができる場合のみ受け付ける。それ以外は上記（3）もしくは（4）に示すところにより受け付ける。

(6) 資料の閲覧

希望者に対して、次のとおり資料閲覧を受け付ける。

① 閲覧期間

令和6年12月16日（月）から令和6年12月20日（金）まで（9時から17時まで。ただし12時から13時までを除く。）

② 閲覧場所及び方法

「第5 問い合わせ先」の契約担当課にて希望者にDVD-Rを貸与する。  
貸与したDVD-Rは令和7年1月21日（火）までに返却すること。

③ 閲覧資料

閲覧できる資料は表2-2に示すとおりである。

表2-2 閲覧資料一覧

項目	資料名称
1	運転管理業務年報・月報・日報（閲覧のみ）
2	施設平面図
3	「公募型プロポーザル要求水準書」の記載項目に関する資料

④ 留意事項

- ・ 本件資料閲覧ができるのは、石狩東部広域水道企業団競争入札参加資格者名簿（物品等）の『「ウ 役務の提供等」「W 水道施設管理」「118 浄水施設の管理等」』に登録されている者のみとする。
- ・ 閲覧資料は、本業務に関してのみ使用すること。

(7) 参加意向申出書及び参加資格確認書類の提出

参加希望者は「参加意向申出書（様式4）」に参加資格確認書類等を添付し次のとおり提出すること。

① 提出期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月15日（水）まで（9時から17時まで。ただし12時から13時までを除く。）

② 提出方法

「第5 問い合わせ先」の契約担当課へ持参とする。FAX及び電子メール等による提出は受け付けない。

③ 提出書類

「第3 提出書類」参照のこと。

(8) 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者には、令和7年1月17日（金）までに「参加資格確認結果通知書」を書面により交付する。参加資格を認められた者には併せて「技術提案書等提出要請通知」を書面により交付する。

(9) 技術提案書の提出

参加資格が確認できた者は、技術提案書提出届（様式8）とともに技術提案書（様式9～17）を以下のとおり提出すること。

① 提出期間

令和7年1月21日（火）から令和7年1月24日（金）まで（9時から17時ま

で。ただし12時から13時までを除く。)

② 提出方法

「第5 問い合わせ先」の契約担当課へ持参とする。FAX及び電子メール等による提出は受け付けない。

③ 提出書類

「第3 提出書類」参照のこと。

(10) 参加の辞退

参加意向申出書(様式4)の提出以降、下記提案書の提出期限までの間、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

① 提出期限

令和7年2月5日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。ただし12時から13時までを除く。)

② 提出方法

辞退届(様式18)を「第5 問い合わせ先」の契約担当課へ持参とする。FAX及び電子メール等による提出は受け付けない。

## 4 受託者の選定等

(1) 審査委員会の設置

技術提案書等の審査を行うため、当企業団の職員及び当企業団が水道用水を供給する団体の職員により構成される「石狩東部広域水道企業団プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。))を設置する。委員名等、委員会の詳細については参加者に別途通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会は、技術提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。詳細については参加者に別途通知する。

(3) 技術提案書の評価

技術提案書で求める提案内容の評価については、技術評価点100点、価格評価点50点をそれぞれ満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点(150点満点)とする。

① 技術評価点

技術評価点の算出に当たって、技術提案書の評価項目、基準及び配点は表2-3に示すとおりである。

② 価格評価点

価格評価点は、見積価格に記載された価格が、5ページ(8)の提案上限額の範囲内で最低価格の見積価格の参加者に配点の満点である50点を価格評価点と付与し、それ以外の参加者の得点は、下記の式により求める。この場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

価格評価点＝価格配点（50点）×最低価格÷当該参加者の価格

表2-3 技術評価項目及び評価基準

区分	評価対象
1. 事業計画に関する事項	(1)業務遂行計画
	(2)業務遂行能力
	(3)教育・研修計画
	(4)リスク管理計画
	(5)安全衛生管理
	(6)危機管理計画
	(7)環境配慮への考え方
	(8)業務引継体制
2. 運転操作・監視業務に関する事項	(1)運転操作・監視業務計画
	(2)水量・水質管理の実施方法
	(3)業務担当員等の配置計画
	(4)運転操作・監視業務提案のポイント
3. 維持管理・保守点検業務に関する事項	(1)維持管理・保守点検実施計画
	(2)業務実施体制
	(3)維持管理・保守点検業務提案のポイント
4. 薬品等調達・管理業務に関する事項	(1)薬品等調達実施計画
	(2)運搬・貯蔵及び品質管理の考え方
5. 清掃管理業務に関する事項	(1)清掃管理業務実施計画
	(2)清掃管理業務提案ポイント
6. その他の事項	(1)修繕・委託業務に関する提案
	(2)緊急時・災害時の対応方針と実施体制
	(3)業務効率化・コスト縮減のための具体的方策
	(4)地域貢献に関する提案
	(5)見学者対応
	(6)その他
技術評価点 合計 100点	

(4) 受託候補者の決定

委員会は上記（3）で定めた評価基準に基づく審査により、総合評価点が最も高い者を本業務の委託を受ける者の候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。総合評価点が最も高い者が2名以上いる場合は、技術評価点が高い方を受託候補者とする。

企業団は、委員会の審査結果を基に、受託候補者を決定する。

(5) 審査結果の通知等

企業団は審査結果を参加者に通知するとともに、審査結果と受託候補者名をホームページで公表する（ただし受託候補者名は最初の候補者のみ公表する）。受託候補者として特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に理由の説明を求めることが

できる。

(6) 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、その旨を企業団ホームページで公表する。

(7) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合においても、評価基準に従い審査を行う。

(8) 契約手続

① 受託候補者との契約交渉

企業団は受託候補者と契約交渉を行う。その初回交渉の際、受託候補者は技術提案書により提示した見積価格の積算の基となった項目及び数量のみを記載した積算書を企業団に提出すること。

② 契約の締結

上記①の協議結果に基づき、受託候補者は企業団に見積書を提出し、そのうえで契約を締結する。なお、見積書の金額は5ページ(8)の提案上限額の範囲内とする。

③ 受託候補者が委託契約を締結しない場合

当企業団は、受託候補者との上記交渉の結果、委託契約締結に至らなかった場合、審査委員会の評価順位が高い者から順に、次の受託候補者として契約交渉を行う場合がある。

### 第3 提出書類

#### 1 実施説明書等に関する質問時の提出書類

実施説明書等の内容に関して質問があるときは、表3-1に示す書類を提出すること。

表3-1 実施説明書等に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
実施説明書等に関する質問書	様式1	・提出任意（質問がある者のみ提出）。 ・質問は様式1枚につき1件とし、質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

#### 2 技術提案書の作成に関する質問時の提出書類

技術提案書の作成に関して質問があるときは、表3-2に示す書類を提出すること。

表3-2 技術提案書の作成に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
技術提案書の作成に関する質問書	様式2	・提出任意（質問がある者のみ提出）。 ・質問は様式1枚につき1件とし、質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

#### 3 施設確認申込に係る提出書類

施設確認の申込をするときは、表3-3に示す書類を提出すること。

表3-3 施設確認申込に係る提出書類

提出書類	様式	作成要領等
施設確認申込書	様式3	・提出任意（希望者のみ提出）。 ・必要事項を漏れなく記載すること。

#### 4 プロポーザル参加申込に係る提出書類

プロポーザルへの参加申込をするときは、表3-4に示す書類及び各様式に記載されている添付書類を提出すること。

提出書類は、A4版フラットファイル（表紙及び背表紙に会社名を記載）に全ての書類をA4縦（添付書類にA3版がある場合はA4版に折り込むこと）左綴じとすること。

表3-4 プロポーザル参加申込に係る提出書類

提出書類	様式	作成要領等
プロポーザル参加意向申出書	様式4	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
参加資格要件申告書	様式5	・必要事項を漏れなく記載すること。
参加申込に係る提出書類チェックリスト	様式6	・確認欄をチェックすること。

#### 5 説明会参加者の事前通知に係る提出書類

説明会参加者の事前通知をするときは、表3-5に示す書類を提出すること。

表 3-5 説明会参加者の事前通知に係る提出書類

提出書類	様式	作成要領等
説明会参加者通知書	様式 7	・必要事項を漏れなく記載すること。

## 6 技術提案書提出時の提出書類

### (1) 作成に当たっての留意事項

技術提案書の作成に当たっては、企業団から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。
- ② 各様式に定める枚数以内で、簡潔かつ明瞭に記述すること。なお、様式 17 により付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ③ A4 版ファイル綴じとする。A3 版は A4 版に折り込むこと。
- ④ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- ⑤ Microsoft Word 又は Excel 形式により作成することを基本とする。ただし提出書類に貼付する図表及び図面については、この限りでない。
- ⑥ 原則として横書きで記載すること。
- ⑦ 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りではない。
- ⑧ 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

### (2) 提出書類

技術提案書提出時は、表 3-6 に示す書類を提出すること。提出部数は、技術提案書提出届（様式 8）は 1 部、技術提案書は 11 部（正本 1 部、副本 10 部）とする。

また、技術提案書類を一括で印刷できるようにした PDF 形式データ一式を DVD-R に収納し提出すること。

表 3-6 技術提案書提出時の提出書類

提出書類		様式	作成要領等
技術提案書提出届		様式 8	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
技術提案書	目次	様式 9	・内容に従いわかりやすく記述すること。
	1 事業計画に関する事項 (1) 業務遂行計画 (2) 業務遂行能力 (3) 教育・研修計画 (4) リスク管理計画 (5) 安全衛生管理 (6) 危機管理計画 (7) 環境配慮への考え方 (8) 業務引継体制	様式 10-1 ～10-8	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。



	提出書類	様式	作成要領等
技術 提案 書	2 運転操作・監視業務に関する事項 (1) 運転操作・監視業務計画 (2) 水量・水質管理の実施方法 (3) 業務担当員等の配置計画 (4) 運転操作・監視業務提案のポイント	様式 11-1 ～11-4	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	3 維持管理・保守点検業務に関する事項 (1) 維持管理・保守点検実施計画 (2) 業務実施体制 (3) 維持管理・保守点検業務提案のポイント	様式 12-1 ～12-3	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	4 薬品等調達・管理業務に関する事項 (1) 薬品等調達実施計画 (2) 運搬・貯蔵及び品質管理の考え方	様式 13-1 ～13-2	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	5 清掃管理業務に関する事項 (1) 清掃管理業務実施計画 (2) 清掃管理業務提案ポイント	様式 14-1 ～14-2	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	6 その他の事項に関する事項 (1) 修繕・委託業務に関する提案 (2) 緊急時・災害時の対応方針と実施体制 (3) 業務効率化・コスト削減のための具体的方策 (4) 地域貢献に関する提案 (5) 見学者対応 (6) その他	様式 15-1 ～15-6	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
	7 概算見積書等	様式 16	・様式に記載している事項に従い、見積金額を記載すること。
	8 添付資料	様式 17	・添付資料はここにまとめて付すこと。

## 7 辞退に係る提出書類

プロポーザルの参加を辞退するときは、表 3-7 に示す書類を提出すること。

表 3-7 辞退に係る提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式 18	・辞退者のみ提出すること。

## 第4 その他留意事項

### 1 本業務にかかる情報の提供方法

本業務に係る情報の提供は、企業団のホームページを通じて行う。ホームページのアドレスは「第5 問い合わせ先」参照のこと。

### 2 業務の再委託等

一部業務の再委託については、企業団の了承を得た上で認めるものとする。

### 3 募集の中止等

談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により募集を公正に執行できないと認められる場合、競争を確保し得ないと認められる場合、又は本業務の実施内容及び募集手続の内容に変更が生じた場合は、募集の執行延期、再公告又は中止等の対処を図る場合がある。

### 4 受託者を選定しない場合

受託者の募集及び選定の過程において、参加者がいない場合、又はいずれの参加者の提案によっても本業務を実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

### 5 参加に当たっての費用の負担

プロポーザル参加に当たっての費用は、すべて参加希望者または参加者の負担とする。

### 6 提出書類の取扱い

#### (1) 著作権

参加者から提出された技術提案書の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、企業団は受託候補者選定結果の公表に際して、必要な範囲で参加者の技術提案書の一部を無償で使用する可能性がある。この場合、技術・商業上のノウハウは公表しないほか、受託候補者以外の参加者の提案に係る審査結果については、参加者名が特定できないように可能な範囲で配慮する。

#### (2) 提出書類の返却

参加希望者又は参加者から提出された書類は返却しない。

### 7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

## 第5 問い合わせ先

石狩東部広域水道企業団

庁舎所在地 〒061-1422 恵庭市盤尻 264 番地の 1

契約担当課 総務課

業務担当課 維持管理課

電 話 0123-33-2191

F A X 0123-33-2192

電子メール chousha-1@ishito.jp

U R L <http://ishito.jp/>